日本色覚差別撤廃の会 会長 殿

神戸大学海事科学部長 阿部 晃久

船舶実習の履修条件及び健康診断基準の内容について(回答)

2020年8月7日付けで照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1.「船舶実習1」履修条件の募集要項への掲載について

2018年より履修条件等に変更が生じたわけではございません。

海技士を志す学生に対し、入学前にその必要条件を情報として提供することにより、進路 選択の参考とすることを目的に明記することといたしました。

2. 船舶実習にかかわる健康診断基準の色覚欄について

海技士資格取得における色覚要件について、国土交通省より海技士(機関士)の場合は、石原表→パネル D-15→特定船員色識別確認表の順に進めていくよう決められており、そちらに従って実施しております。https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/sennin/henkou.pdf(それぞれの検査が異常なし(合格)であれば、その時点で終了となります。)

「船舶実習1」を含む本学の船舶実習は、独立行政法人海技教育機構(旧 航海訓練所)に 委託し、海技士資格の取得を目的として実施いたしておりますので、「船員と同等の身体条件」を満たすことを履修の条件といたしております。

したがって、学生に対する健康診断基準として本学に裁量はなく、海技士資格を取得する 場合の基準としてお知らせせざるを得ません。

以上